



## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
2. 提出書類の様式	<p>生コンクリート及び既製品発注書</p> <p>1. 工 事 名 <span style="float: right;">工 事</span></p> <hr/> <p>2. 工 事 番 号 <span style="float: right;">第 号</span></p> <hr/> <p>3. 路線・河川名 <span style="float: right;">川 線</span></p> <hr/> <p>4. 工事場所 <span style="float: right;">市 村</span> <span style="float: right;">郡 町 地内</span></p> <hr/> <p>この工事について別紙のとおり生コンクリート及び既製品を発注し契約したいので承認致します。</p> <p>年 月 日</p> <p>事務所長 <span style="float: right;">殿</span></p> <p style="text-align: right;">請負者 <span style="float: right;">住所</span> 氏名 <span style="float: right;">氏名</span> <span style="float: right;">印</span></p>	2. 提出書類の様式	

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）																										
<b>項目</b> 2. 提出書類の様式	生コンクリート発注品	<b>項目</b> 2. 提出書類の様式																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">契約予定会社</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>製造工事名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生コン区分</td> <td style="text-align: center;">準備品</td> <td style="text-align: center;">特注品</td> </tr> <tr> <td>生コン種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28日設計基準強度</td> <td style="text-align: center;">N/mm<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">N/mm<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>最大粒径</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">mm</td> </tr> <tr> <td>スランブ</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">備考</td> <td style="text-align: center;">数量</td> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用種別その他</td> <td></td> </tr> </table>	契約予定会社			製造工事名			生コン区分	準備品	特注品	生コン種類			28日設計基準強度	N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>	最大粒径	mm	mm	スランブ	cm	cm	備考	数量	m <sup>3</sup>	使用種別その他			
契約予定会社																													
製造工事名																													
生コン区分	準備品	特注品																											
生コン種類																													
28日設計基準強度	N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>																											
最大粒径	mm	mm																											
スランブ	cm	cm																											
備考	数量	m <sup>3</sup>																											
	使用種別その他																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">契約予定会社</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>製造工事名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生コン区分</td> <td style="text-align: center;">準備品</td> <td style="text-align: center;">特注品</td> </tr> <tr> <td>生コン種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28日設計基準強度</td> <td style="text-align: center;">N/mm<sup>2</sup></td> <td style="text-align: center;">N/mm<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>最大粒径</td> <td style="text-align: center;">mm</td> <td style="text-align: center;">mm</td> </tr> <tr> <td>スランブ</td> <td style="text-align: center;">cm</td> <td style="text-align: center;">cm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">備考</td> <td style="text-align: center;">数量</td> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用種別その他</td> <td></td> </tr> </table>	契約予定会社			製造工事名			生コン区分	準備品	特注品	生コン種類			28日設計基準強度	N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>	最大粒径	mm	mm	スランブ	cm	cm	備考	数量	m <sup>3</sup>	使用種別その他			
契約予定会社																													
製造工事名																													
生コン区分	準備品	特注品																											
生コン種類																													
28日設計基準強度	N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>2</sup>																											
最大粒径	mm	mm																											
スランブ	cm	cm																											
備考	数量	m <sup>3</sup>																											
	使用種別その他																												

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）																																																																													
<p style="text-align: center;">項目</p> <p>2. 提出書類の様式</p>	<p>既製品発注書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <tr><td style="width: 30%;">契約予定会社名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>製造工場名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">品目</td><td style="text-align: center;">J I S</td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">" 外</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>形状寸法</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>設計（強度等）基準値</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>試験結果値</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>試験年月日</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>使用数量</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>使用種別その他</td><td colspan="3"></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">契約予定会社名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>製造工場名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td rowspan="2" style="text-align: center;">品目</td><td style="text-align: center;">J I S</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">" 外</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>形状寸法</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>設計（強度等）基準値</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>試験結果値</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>試験年月日</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>使用数量</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>使用種別その他</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	契約予定会社名				製造工場名				品目	J I S			" 外			形状寸法				設計（強度等）基準値				試験結果値				試験年月日				使用数量				使用種別その他				契約予定会社名				製造工場名				品目	J I S			" 外			形状寸法				設計（強度等）基準値				試験結果値				試験年月日				使用数量				使用種別その他				<p style="text-align: center;">項目</p> <p>2. 提出書類の様式</p>
契約予定会社名																																																																																
製造工場名																																																																																
品目	J I S																																																																															
	" 外																																																																															
形状寸法																																																																																
設計（強度等）基準値																																																																																
試験結果値																																																																																
試験年月日																																																																																
使用数量																																																																																
使用種別その他																																																																																
契約予定会社名																																																																																
製造工場名																																																																																
品目	J I S																																																																															
	" 外																																																																															
形状寸法																																																																																
設計（強度等）基準値																																																																																
試験結果値																																																																																
試験年月日																																																																																
使用数量																																																																																
使用種別その他																																																																																

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）
<p style="margin: 0;">項目</p> <p style="margin: 0;">2. 提出書類の様式</p>	<p style="margin: 0;">生コンクリート及び既製品承認書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">1. 工 事 名 <span style="float: right;">工事</span></p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="margin: 0 0 0 0;">2. 工 事 番 号 <span style="margin-left: 100px;">第</span> <span style="margin-left: 100px;">号</span></p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="margin: 0 0 0 0;">3. 路線河川 名 <span style="float: right;">川 線</span></p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="margin: 0 0 0 0;">4. 工 事 場 所 <span style="margin-left: 100px;">市</span> <span style="margin-left: 100px;">村</span> <span style="margin-left: 100px;">郡</span> <span style="margin-left: 100px;">町</span> <span style="margin-left: 100px;">地内</span></p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="margin: 10px 0 0 0;">この工事について使用するコンクリート及び既成品の適、否は別紙の通りです。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">年      月      日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">請負者      住 所</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">事務所長 <span style="float: right;">印</span></p>	<p style="margin: 0;">項目</p> <p style="margin: 0;">2. 提出書類の様式</p>	

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）																																																																																																										
<b>項目</b> 2. 提出書類の様式	生コンクリート承認	<b>項目</b> 2. 提出書類の様式																																																																																																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="6">契約予定会社名</td></tr> <tr><td colspan="6">製造工場名</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">生コン区分</td> <td style="width: 15%;">標準品</td> <td style="width: 15%;">特注品</td> <td style="width: 10%;">検印</td> <td style="width: 10%;">適</td> <td style="width: 10%;">否</td> </tr> <tr><td>生コン種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28日設計基準強度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>最大粒径</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スランプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">備考</td> <td>数量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用種別その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="6">契約予定会社名</td></tr> <tr><td colspan="6">製造工場名</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">生コン区分</td> <td style="width: 15%;">標準品</td> <td style="width: 15%;">特注品</td> <td style="width: 10%;">検印</td> <td style="width: 10%;">適</td> <td style="width: 10%;">否</td> </tr> <tr><td>生コン種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>28日設計基準強度</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>最大粒径</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スランプ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">備考</td> <td>数量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用種別その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注：検印は監督員を押印し、適、否、欄に○印をする。</p>	契約予定会社名						製造工場名						生コン区分	標準品	特注品	検印	適	否	生コン種類						28日設計基準強度						最大粒径						スランプ						備考	数量					使用種別その他					契約予定会社名						製造工場名						生コン区分	標準品	特注品	検印	適	否	生コン種類						28日設計基準強度						最大粒径						スランプ						備考	数量					使用種別その他						
契約予定会社名																																																																																																													
製造工場名																																																																																																													
生コン区分	標準品	特注品	検印	適	否																																																																																																								
生コン種類																																																																																																													
28日設計基準強度																																																																																																													
最大粒径																																																																																																													
スランプ																																																																																																													
備考	数量																																																																																																												
	使用種別その他																																																																																																												
契約予定会社名																																																																																																													
製造工場名																																																																																																													
生コン区分	標準品	特注品	検印	適	否																																																																																																								
生コン種類																																																																																																													
28日設計基準強度																																																																																																													
最大粒径																																																																																																													
スランプ																																																																																																													
備考	数量																																																																																																												
	使用種別その他																																																																																																												

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

項目	現行（平成19年11月）	項目	改正（平成26年4月）																																																																								
2. 提出書類の様式	<p style="margin-bottom: 10px;">既 製 品 承 認</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">契 約 予 定 会 社 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>製 造 工 場 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">検 印</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">適</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td>品 目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形 状 寸 法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 計（強 度 等）基 準 値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試 験 結 果 値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試 験 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 数 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 種 別 そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">契 約 予 定 会 社 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>製 造 工 場 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">検 印</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">適</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td>品 目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>形 状 寸 法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 計（強 度 等）基 準 値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試 験 結 果 値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試 験 年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 数 量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使 用 種 別 そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注：検印は監督員が押印し、適、否、欄に○印をする。</p>	契 約 予 定 会 社 名				製 造 工 場 名	検 印	適	否	品 目				形 状 寸 法				設 計（強 度 等）基 準 値				試 験 結 果 値				試 験 年 月 日				使 用 数 量				使 用 種 別 そ の 他				契 約 予 定 会 社 名				製 造 工 場 名	検 印	適	否	品 目				形 状 寸 法				設 計（強 度 等）基 準 値				試 験 結 果 値				試 験 年 月 日				使 用 数 量				使 用 種 別 そ の 他				2. 提出書類の様式	
契 約 予 定 会 社 名																																																																											
製 造 工 場 名	検 印	適	否																																																																								
品 目																																																																											
形 状 寸 法																																																																											
設 計（強 度 等）基 準 値																																																																											
試 験 結 果 値																																																																											
試 験 年 月 日																																																																											
使 用 数 量																																																																											
使 用 種 別 そ の 他																																																																											
契 約 予 定 会 社 名																																																																											
製 造 工 場 名	検 印	適	否																																																																								
品 目																																																																											
形 状 寸 法																																																																											
設 計（強 度 等）基 準 値																																																																											
試 験 結 果 値																																																																											
試 験 年 月 日																																																																											
使 用 数 量																																																																											
使 用 種 別 そ の 他																																																																											

# 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）																																																																																																																																										
<p style="text-align: center;"><b>項目</b></p> <p>2. 提出書類の様式</p>	<p style="text-align: center;">(様式31)</p> <p style="text-align: center;">様式31</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>段 階 確 認 書</b></p> <p style="text-align: center;">施 工 予 定 表</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>特記仕様書第 条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。</p> <p>受注者名： _____</p> <p>工事名： _____ 現場代理人名等： _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期項目</th> <th>施工予定時期</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><b>通 知 書</b></p> <p>下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。</p> <p style="text-align: right;">監督職員名： _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>確認種別</th> <th>確認細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>確認時期予定日</th> <th>確認実施日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><b>確 認 書</b></p> <p>上記について、段階確認を実施し確認した。</p> <p style="text-align: right;">監督職員名： _____ 印</p> </div>	種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																										確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等																										<p style="text-align: center;">(様式31)</p> <p style="text-align: center;">様式31</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>段 階 確 認 書</b></p> <p style="text-align: center;">施 工 予 定 表</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>特記仕様書第 条に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。</p> <p>工事番号： _____ 受注者名： _____</p> <p>工事名： _____ 現場代理人名等： _____ 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期項目</th> <th>施工予定時期</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><b>通 知 書</b></p> <p>下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知する。</p> <p style="text-align: right;">監督職員名： _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>確認種別</th> <th>確認細別</th> <th>確認時期項目</th> <th>確認時期予定日</th> <th>確認実施日等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><b>確 認 書</b></p> <p>上記について、段階確認を実施し確認した。</p> <p style="text-align: right;">監督職員名： _____ 印</p> </div>	種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																										確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等																										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">事務所</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">現場</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">総括 監督員</th> <th style="text-align: center;">主任 監督員</th> <th style="text-align: center;">監督員</th> <th style="text-align: center;">現場 監督員</th> <th style="text-align: center;">現場 代理人</th> <th style="text-align: center;">主任 (監理) 技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	事務所				現場		総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者						
種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																																																																																																																																									
確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等																																																																																																																																									
種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事																																																																																																																																									
確認種別	確認細別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等																																																																																																																																									
事務所				現場																																																																																																																																									
総括 監督員	主任 監督員	監督員	現場 監督員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者																																																																																																																																								

# 土木工事請負工事必携 新旧対照表

項目	現行（平成19年11月）	項目	改正（平成26年4月）										
4. 再生資源の利用の促進について		4. 再生資源の利用の促進について	<p>(追加)</p> <p>別紙－3</p> <p style="text-align: center;"><b>再生材の使用に関する取扱いについて</b></p> <p><b>1. 再生材の種類</b></p> <p>(1) 再生クラッシュヤラン 再生クラッシュヤランは、所要の修正CBRと粒度が得られるように路盤発生材、再生骨材、あるいはこれらを混合し、必要に応じて補足材を加えた再生資材をいう。</p> <p>(2) 再生粒度調整砕石 再生粒度調整砕石は、所要の修正CBRと粒度が得られるように路盤発生材、再生骨材、あるいはこれらを混合し、必要に応じて補足材を加えて粒度と含水比を調整した再生資材をいう。</p> <p>(3) 再生コンクリート砂 再生コンクリート砂は、セメントコンクリート発生材を破砕または解砕し、所定の粒度に調整し、必要に応じて補足材を加えた再生資材をいう。</p> <p>(4) 再生加熱アスファルト混合物 アスファルトコンクリート再生骨材に、必要に応じて再生用添加剤、新アスファルトや補足材を加えて製造した加熱アスファルト混合物をいい、道路舗装の表層・基層に適用する。</p> <p><b>【用語の説明】</b> 路盤発生材とは、舗装発生材のうち、路盤から発生する砕石、クラッシュヤラン、粒度調整砕石、セメント安定処理路盤材、鉄鋼スラグ等の発生材をいう。 再生骨材とは、アスファルトコンクリート再生骨材、セメントコンクリート再生骨材、路盤再生骨材の総称をいう。 アスファルトコンクリート再生骨材とは、アスファルトコンクリート発生材を破砕または解砕し、分級した骨材をいい、これには舗装発生材中のアスファルトを含む。</p> <p><b>【注意事項】</b> 工事で発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、産業廃棄物であるとともに、再生資源としても位置づけられるものである。再利用するには、有価物にするための再生処理をおこなう必要がある。</p> <p>① 再資源化施設で再生材として処理されたものを有償で買い取り、工事で使用する。 ② 移動式破砕機・仮設プラント等で自ら中間処理を行い、使用目的(場所)の品質・規格に適合する有価物である再生クラッシュヤラン等にして使用する。 (使用にあたっては、廃棄物処理法の手続き等に注意してください。) ※「有価物」-----他人に有償で売却できるもの</p> <p><b>2. 適用工種</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">再 生 材</th> <th style="text-align: center;">適 用 工 種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュヤラン</td> <td>舗装の下層路盤材料 土木構造物の基礎材・裏込材・埋戻材 <b>※ただし、アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合は、河川構造物には使用してはならない。</b></td> </tr> <tr> <td>再生粒度調整砕石</td> <td>舗装の上層路盤材料、埋戻材</td> </tr> <tr> <td>再生コンクリート砂</td> <td>電線共同溝、下水道の管路部等の基礎材</td> </tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>舗装の表層材・基層材</td> </tr> </tbody> </table>	再 生 材	適 用 工 種	再生クラッシュヤラン	舗装の下層路盤材料 土木構造物の基礎材・裏込材・埋戻材 <b>※ただし、アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合は、河川構造物には使用してはならない。</b>	再生粒度調整砕石	舗装の上層路盤材料、埋戻材	再生コンクリート砂	電線共同溝、下水道の管路部等の基礎材	再生加熱アスファルト混合物	舗装の表層材・基層材
再 生 材	適 用 工 種												
再生クラッシュヤラン	舗装の下層路盤材料 土木構造物の基礎材・裏込材・埋戻材 <b>※ただし、アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合は、河川構造物には使用してはならない。</b>												
再生粒度調整砕石	舗装の上層路盤材料、埋戻材												
再生コンクリート砂	電線共同溝、下水道の管路部等の基礎材												
再生加熱アスファルト混合物	舗装の表層材・基層材												

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
6. 土木安全施工技術指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年3月30日改正 国近技第76号</li> </ul>	6. 土木安全施工技術指針	(更新) <ul style="list-style-type: none"> <li>・引用図書の更新</li> <li>・平成21年3月31日改正 国官技第333号</li> </ul>

# 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）
項目		項目	
13. コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領	・平成14年7月31日改正 国官技第113号  道路用鉄筋コンクリート側溝ふた 鉄筋コンクリートベンチフリューム 鉄筋コンクリート矢板 ロール転圧鉄筋コンクリート管 鉄筋コンクリートL型擁壁 道路用鉄筋コンクリート側溝 コンクリート製品② スラブ橋用プレストレストコンクリート橋げた 軽荷重スラブ橋用プレストレストコンクリート橋げた けた橋用プレストレストコンクリート橋げた プレストレストコンクリート矢板 プレテンション方式遠心力プレストレストコンクリートくい プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートくい コア式プレストレストコンクリート管 ※ [①・②とは2の(1)・(2)による。] <b>2 規制値</b> (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く。）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物総量は、 $0.60\text{kg/m}^3$ （ $\text{Cl}^-$ 重量）とする。 (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物総量は $0.30\text{kg/m}^3$ （ $\text{Cl}^-$ 重量）とする。 (3) アルミナセメントを用いる場合又は電食のおそれのある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料が無い場合は $0.30\text{kg/m}^3$ （ $\text{Cl}^-$ 重量）とする。 <b>3 生コンクリートの測定及び判定</b> (1) コンクリート中の塩化物量の測定及び判定は、原則としてコンクリート打設場所で請負者の責任において実施する。 ただし、工場で実施する場合の測定は製造業者が行い、請負者が立会い判定する。 (2) コンクリート中の塩化物量は、(財)国土開発技術センターの評価を受けた測定器により測定するものとする。 (3) 測定方法は、使用する測定器の仕様によるものとする。 (4) 測定は、コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、一日につき二回以上（午前、午後）、コンクリート打設前に行うものとする。	13. コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領 (更新) ・共通仕様書との整合 ・平成14年7月31日改正 国官技第113号  道路用鉄筋コンクリート側溝ふた 鉄筋コンクリートベンチフリューム 鉄筋コンクリート矢板 ロール転圧鉄筋コンクリート管 鉄筋コンクリートL型擁壁 道路用鉄筋コンクリート側溝 コンクリート製品② スラブ橋用プレストレストコンクリート橋げた 軽荷重スラブ橋用プレストレストコンクリート橋げた けた橋用プレストレストコンクリート橋げた プレストレストコンクリート矢板 プレテンション方式遠心力プレストレストコンクリートくい プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートくい コア式プレストレストコンクリート管 ※ [①・②とは2の(1)・(2)による。] <b>2 規制値</b> 塩化物総量の規制値は奈良県土木マシメト外部土木工事共通仕様書 第1編第3章第2節第2項の規定によるものとする。 <del>(1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く。）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物総量は、<math>0.60\text{kg/m}^3</math>（<math>\text{Cl}^-</math>重量）とする。</del> <del>(2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物総量は <math>0.30\text{kg/m}^3</math>（<math>\text{Cl}^-</math>重量）とする。</del> <del>(3) アルミナセメントを用いる場合又は電食のおそれのある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料が無い場合は <math>0.30\text{kg/m}^3</math>（<math>\text{Cl}^-</math>重量）とする。</del> <b>3 生コンクリートの測定及び判定</b> (1) コンクリート中の塩化物量の測定及び判定は、原則としてコンクリート打設場所で請負者の責任において実施する。 ただし、工場で実施する場合の測定は製造業者が行い、請負者が立会い判定する。 (2) コンクリート中の塩化物量は、(財)国土開発技術センターの評価を受けた測定器により測定するものとする。 (3) 測定方法は、使用する測定器の仕様によるものとする。 (4) 測定は、コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、一日につき二回以上（午前、午後）、コンクリート打設前に行うものとする。	

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
<p>13. コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領</p>	<p>ただし、打設量が少量で、半日で打設が完了するような場合には、1回でもよい。</p> <p>また、コンクリートの種類（材料及び配合等）や工場が変わる場合については、その都度、一回以上の測定を行うものとする。</p> <p>(5) 測定結果の判定は、測定ごとに行うものとし、それぞれの測定における3回の平均値が、2に示している塩化物総量以下であることをもって合格とする。</p> <p>なお、測定の結果不合格になった場合は、その運搬車のコンクリートの受取りを拒否するとともに次の運搬車から、毎回測定を行い、それぞれの結果が規制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。</p> <p>ただし、この場合塩化物総量が安定して規制値を下回ることが確認できれば、その後の測定は通常の頻度で行ってもよいものとする。</p> <p><b>4 コンクリート製品の測定及び判定</b></p> <p>(1) 請負者は、製造業者に工場での管理データや製造時の塩化物の測定結果を提出させるものとする。</p> <p>(2) 測定は、打ち込み前のフレッシュコンクリートについて行う。</p> <p>(3) 測定は、3の(2)・(3)に準じて行う。</p> <p>(4) 頻度は、1回／ロット以上、強度等の管理と同様とする。</p> <p>(5) 製品受け入れの判定は、(1)の資料により行う。</p> <p><b>5 監督</b></p> <p>監督職員（現場技術員を含む。）は、適宜測定に立会うものとし、その他については請負者より提出させた測定記録により審査する。</p> <p><b>アルカリ骨材反応抑制対策</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b></p> <p>国土交通省が建設する構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくともよいものは除く。</p> <p><b>2. 抑制対策</b></p> <p>構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については2.1、2.2を優先する。</p>	<p>13. コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領</p>	<p><u>午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略できる。</u></p> <p>ただし、打設量が少量で、半日で打設が完了するような場合には、1回でもよい。</p> <p>また、コンクリートの種類 <span style="float: right;">イ</span> や工場が変わる場合については、その都度、一回以上の測定を行うものとする。</p> <p>(5) 測定結果の判定は、測定ごとに行うものとし、それぞれの測定における3回の平均値が、2に示している塩化物総量以下であることをもって合格とする。</p> <p>なお、測定の結果不合格になった場合は、その運搬車のコンクリートの受取りを拒否するとともに次の運搬車から、毎回測定を行い、それぞれの結果が規制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。</p> <p>ただし、この場合塩化物総量が安定して規制値を下回ることが確認できれば、その後の測定は通常の頻度で行ってもよいものとする。</p> <p><b>4 コンクリート製品の測定及び判定</b></p> <p>(1) 請負者は、製造業者に工場での管理データや製造時の塩化物の測定結果を提出させるものとする。</p> <p>(2) 測定は、打ち込み前のフレッシュコンクリートについて行う。</p> <p>(3) 測定は、3の(2)・(3)に準じて行う。</p> <p>(4) 頻度は、1回／ロット以上、強度等の管理と同様とする。</p> <p>(5) 製品受け入れの判定は、(1)の資料により行う。</p> <p><b>5 監督</b></p> <p>監督職員（現場技術員を含む。）は、適宜測定に立会うものとし、その他については請負者より提出させた測定記録により審査する。</p> <p><b>アルカリ骨材反応抑制対策</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b></p> <p>国土交通省が建設する構造物に使用されるコンクリートおよびコンクリート工場製品に適用する。ただし、仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくともよいものは除く。</p> <p><b>2. 抑制対策</b></p> <p>構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については2.1、2.2を優先する。</p>

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
21. TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)	・平成15年12月引用	21. TS・GNS Sを用いた盛土の締固め管理要領	(更新) ※引用図書の更新 ・平成24年3月引用

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
		22. TSを用いた出来形管理要領	(更新) ※引用図書の追加 ・平成24年3月引用

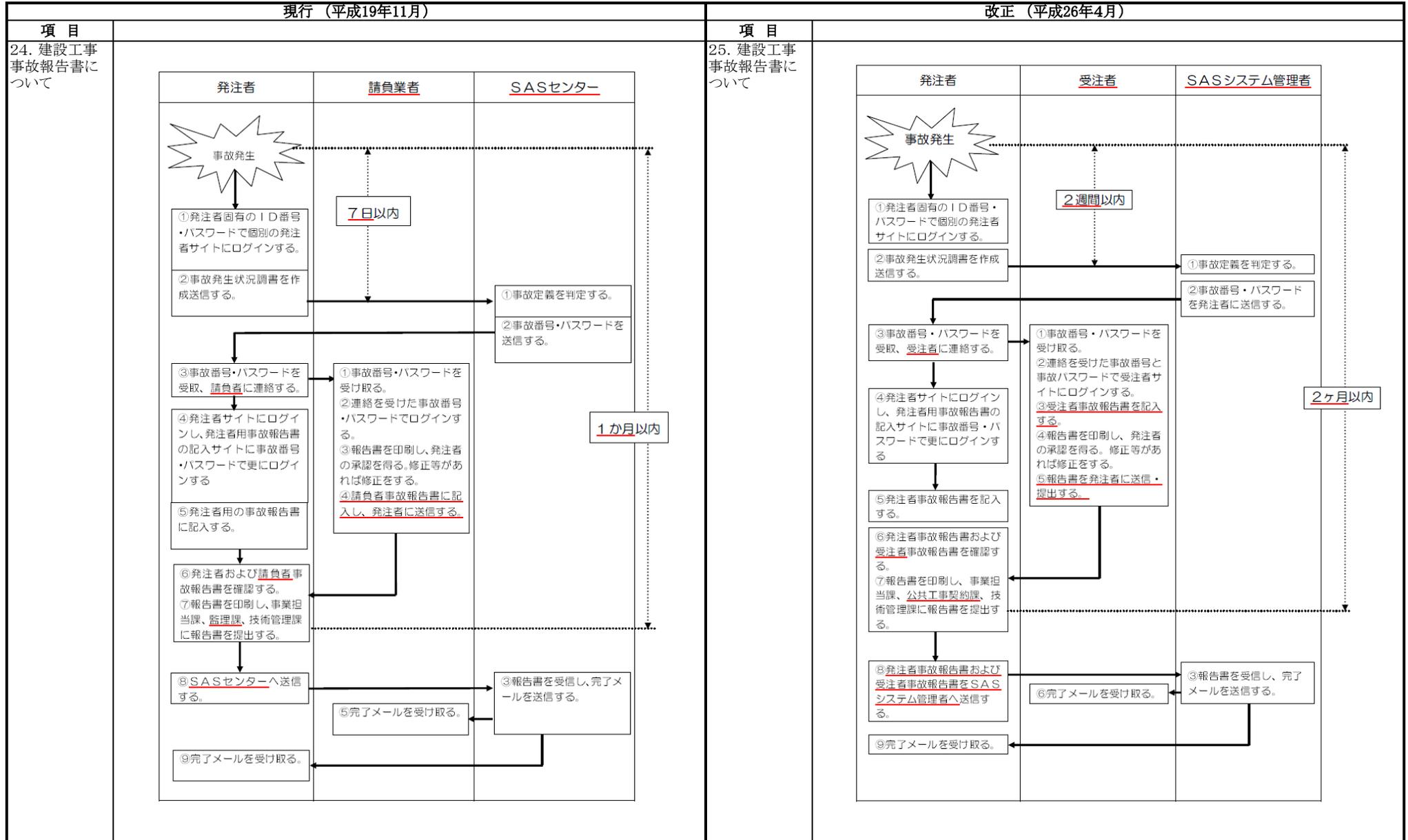
## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

項目	現行（平成19年11月）	項目	改正（平成26年4月）
24. 建設工事 事故報告書に ついて	・平成19年8月20日 技第84号  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">建設工事事故報告書について</p> <p>平成19年4月から国土交通省が委託している(社)全国土木施工管理技士会連合会が新たに工事事故報告入力システムを構築したことにより、今後、奈良県土木部発注工事にかかる事故報告書の作成はインターネットによることとします。工事事故の報告については、下記のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事故報告書の作成</p> <p>建設工事事故データベースシステムにより作成システムによる作成については、別紙、「建設工事事故報告書作成マニュアル《請負者用》奈良県土木部」を参照してください。                      マニュアルは、技術管理課ホームページからもダウンロードできます。  <a href="http://www.pref.nara.jp/giutsu/">http://www.pref.nara.jp/giutsu/</a>                      なお、事故の定義外であれば、システム入力不要ですが、事故の定義判定は、発注者が行います。</p> <p>2. 事故報告書の様式</p> <p style="text-align: center;">建設工事事故データベースシステムにより出力される様式</p> <p>3. 事故報告書等の提出</p> <p>建設工事事故報告書（請負者用）を1部提出                      別途、監督職員に報告書の確認を受けた後、システムから監督職員にデータ送信を行ってください。                      提出期日は、監督職員の指示に従ってください。</p> <p>ただし、事故発生の一報は速やかに所管事業課に報告し、労働基準監督署、警察署等の現場検証等の経過状況報告は監督職員の指示に従うこととします。</p> </div>	25. 建設工事 事故報告書に ついて	(更新) ・平成25年10月18日 技第184号  <p style="text-align: center;">建設工事事故報告書について（改正）</p> <p><u>奈良県土木マネジメント部（旧 土木部）発注工事及び業務にかかる事故報告書の作成につきましては、『「建設工事事故報告書について」平成19年8月20日付け技第84号』により、建設工事事故データベースシステム（SAS）によることとしております。</u>  <u>先般、建設工事事故データベースシステムのガイドラインが一部改訂されたことから、今後、事故の報告につきましては、下記のとおりとします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事故報告書等の作成対象事故                      事故発生状況調査：<u>土木マネジメント部発注工事の施工中並びに業務の実施中に発生した事故（以下「事故」という。）</u>                      事故報告書：<u>事故発生状況調査をSASのシステム管理者に送信した上で、事故番号が附番された事故</u></p> <p style="text-align: right;">※事故番号が附番されるのは、対象登録事故の定義（次頁参照）によります。                      ※事故の定義外であれば、それ以降のデータ登録（事故報告書）は不要です。</p> <p>2. 事故報告書の様式                      建設工事事故データベースシステム（SAS）により出力される様式                      システムによる作成については、「<u>建設工事事故データベースシステム（SAS）のガイドライン</u>」を参照してください。</p> <p style="text-align: right;">※上記ガイドラインは、以下のアドレスよりダウンロードしていただけます。  <a href="http://sas.hrr.mlit.go.jp/">http://sas.hrr.mlit.go.jp/</a>（国土交通省 SASホームページ）</p> <p>3. 事故報告書等の作成および提出期日                      事故発生状況調査：<u>監督職員が作成し、SASのシステム管理者へ送信する。</u>                      （事故発生後2週間以内）                      発注者事故報告書：<u>監督職員が作成し、内容を確認後、受注者事故報告書と併せて事業担当課、公共工事契約課及び技術管理課へ1部ずつ提出する。</u>                      （事故発生後2ヶ月以内）                      受注者事故報告書：<u>受注者が作成し、監督職員に提出する。監督職員が内容を確認後、発注者事故報告書と併せて事業担当課、公共工事契約課及び技術管理課へ1部ずつ提出する。</u>（事故発生後2ヶ月以内）</p> <p>ただし、監督職員は直ちに事業担当課及び技術管理課に通報するとともに、「<u>事故速報</u>」様式に必要な事項を記入し、<u>事業担当課及び技術管理課に報告することとします。</u>                      また、労働基準監督署、警察署等の現場検証等の経過状況報告については、事業担当課の指示に従うこととします。</p> <p>注）土木設計業務等委託の場合は、「<u>監督職員</u>」を「<u>調査職員</u>」に読み替えるものとします。</p>

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）																																				
24. 建設工事事故報告書について	<p>2. 報告書の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">報告書</th> <th style="width: 15%;">記入者</th> <th style="width: 70%;">手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故発生状況調書</td> <td>発注者</td> <td>①事故を登録するための調書である。発生後速やかに発注者がインターネットを利用しSASセンターに送信する。送信により事故番号と事故パスワードが取得できる。 ②事故の主要な項目を記載する。</td> </tr> <tr> <td>発注者事故報告書</td> <td>発注者</td> <td>①発注者が、発注者サイトにログイン後、事故一覧表から事故番号と事故パスワードを用いて当該事故の記入サイトにログインして、事故の詳細を記入する。</td> </tr> <tr> <td>請負者事故報告書</td> <td>請負者</td> <td>①請負業者が、事故番号と事故パスワードを発注者より連絡を受けた後、インターネットからログインし、事故の詳細を記入する。記入完了後は発注者に送信する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 手続きの流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">記入者</th> <th style="width: 85%;">手 順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者</td> <td>①発注者の管内において発生した事故について、事故発生より速やかに事故状況調書を作成し、SASセンターに送信する。ただし送信しても事故発生日から90日間は変更可能である。 ②SASセンターは、調書によって事故定義に該当するか識別し、該当する場合に事故番号と事故パスワードを発注者に送信する。 ③発注者は、事故番号と事故パスワードを請負者に連絡する。 ④発注者は、発注者事故報告書に記入し、請負者の事故報告書を受け取り、内容を確認した後、所管事業課、監理課、技術管理課に提出する報告書を印刷する。 ⑤所管事業課、監理課、技術管理課に事故報告書の提出後、SASセンターに報告書を送信する。</td> </tr> <tr> <td>請負者</td> <td>①請負業者は、事故番号と事故パスワードを発注者より連絡を受けて後、インターネットからログインし、請負者事故報告書に記入し、完了後発注者に送信する。期限等は発注者と協議する。 ②事故報告書の様式は4種類（一般事故、墜落事故、重機事故、交通事故）があるが、様式の選定は発注者が行い、発注者から事故番号の連絡がある段階でどの様式かは決まっている。したがってログイン後開いた画面に記入すればよい。</td> </tr> </tbody> </table>	報告書	記入者	手順	事故発生状況調書	発注者	①事故を登録するための調書である。発生後速やかに発注者がインターネットを利用しSASセンターに送信する。送信により事故番号と事故パスワードが取得できる。 ②事故の主要な項目を記載する。	発注者事故報告書	発注者	①発注者が、発注者サイトにログイン後、事故一覧表から事故番号と事故パスワードを用いて当該事故の記入サイトにログインして、事故の詳細を記入する。	請負者事故報告書	請負者	①請負業者が、事故番号と事故パスワードを発注者より連絡を受けた後、インターネットからログインし、事故の詳細を記入する。記入完了後は発注者に送信する。	記入者	手 順	発注者	①発注者の管内において発生した事故について、事故発生より速やかに事故状況調書を作成し、SASセンターに送信する。ただし送信しても事故発生日から90日間は変更可能である。 ②SASセンターは、調書によって事故定義に該当するか識別し、該当する場合に事故番号と事故パスワードを発注者に送信する。 ③発注者は、事故番号と事故パスワードを請負者に連絡する。 ④発注者は、発注者事故報告書に記入し、請負者の事故報告書を受け取り、内容を確認した後、所管事業課、監理課、技術管理課に提出する報告書を印刷する。 ⑤所管事業課、監理課、技術管理課に事故報告書の提出後、SASセンターに報告書を送信する。	請負者	①請負業者は、事故番号と事故パスワードを発注者より連絡を受けて後、インターネットからログインし、請負者事故報告書に記入し、完了後発注者に送信する。期限等は発注者と協議する。 ②事故報告書の様式は4種類（一般事故、墜落事故、重機事故、交通事故）があるが、様式の選定は発注者が行い、発注者から事故番号の連絡がある段階でどの様式かは決まっている。したがってログイン後開いた画面に記入すればよい。	25. 建設工事事故報告書について	<p>2. 報告書の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">報告書</th> <th style="width: 15%;">記入者</th> <th style="width: 70%;">手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故発生状況調書</td> <td>発注者</td> <td>①事故を登録するための調書である。発生後速やかに発注者がインターネットを利用しSASのシステム管理者に送信する。送信により事故番号と事故パスワードが取得できる。 ②事故の主要な項目を記載する。</td> </tr> <tr> <td>発注者事故報告書</td> <td>発注者</td> <td>発注者が、発注者サイトにログイン後、事故一覧表から事故番号と事故パスワードを用いて当該事故の記入サイトにログインして、事故の詳細を記入する。 （ログインID及びパスワードについては、技術管理課 土木検査係に確認すること）</td> </tr> <tr> <td>受注者事故報告書</td> <td>受注者</td> <td>受注者が、事故番号と事故パスワードについて発注者より連絡を受けた後、インターネットからログインし、事故の詳細を記入する。記入完了後は発注者に送信する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 手続きの流れ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">記入者</th> <th style="width: 85%;">手 順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者</td> <td>①発生した事故については、事故発生日より2週間以内に事故発生状況調書を作成し、SASのシステム管理者に送信する。ただし、送信しても事故発生日から90日間は変更可能である。 ②SASのシステム管理者は、事故発生状況調書によって事故定義に該当するか識別し、該当する場合に事故番号と事故パスワードを発注者に送信する。 ③発注者は、事故番号と事故パスワードを受注者に連絡する。 ④発注者は、発注者事故報告書に記入し、受注者の事故報告書を受け取り、内容を確認した後、報告書を印刷し、事業担当課、公共工事契約課及び技術管理課に提出する。 ⑤事業担当課、公共工事契約課及び技術管理課に事故報告書を提出した後、SASのシステム管理者に報告書を送信する。</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td>①受注者は、事故番号と事故パスワードについて発注者から連絡を受けた後、インターネットからログインし、受注者事故報告書に記入し、完了後発注者に送信し、提出する。なお、期限等については発注者と協議する。 ②事故報告書の様式は4種類（一般事故、墜落事故、重機事故、交通事故）であるが、様式の選定は発注者が行い、発注者から事故番号の連絡がある段階でどの様式かは決まっている。したがって、ログイン後開いた画面に記入する。</td> </tr> </tbody> </table>	報告書	記入者	手順	事故発生状況調書	発注者	①事故を登録するための調書である。発生後速やかに発注者がインターネットを利用しSASのシステム管理者に送信する。送信により事故番号と事故パスワードが取得できる。 ②事故の主要な項目を記載する。	発注者事故報告書	発注者	発注者が、発注者サイトにログイン後、事故一覧表から事故番号と事故パスワードを用いて当該事故の記入サイトにログインして、事故の詳細を記入する。 （ログインID及びパスワードについては、技術管理課 土木検査係に確認すること）	受注者事故報告書	受注者	受注者が、事故番号と事故パスワードについて発注者より連絡を受けた後、インターネットからログインし、事故の詳細を記入する。記入完了後は発注者に送信する。	記入者	手 順	発注者	①発生した事故については、事故発生日より2週間以内に事故発生状況調書を作成し、SASのシステム管理者に送信する。ただし、送信しても事故発生日から90日間は変更可能である。 ②SASのシステム管理者は、事故発生状況調書によって事故定義に該当するか識別し、該当する場合に事故番号と事故パスワードを発注者に送信する。 ③発注者は、事故番号と事故パスワードを受注者に連絡する。 ④発注者は、発注者事故報告書に記入し、受注者の事故報告書を受け取り、内容を確認した後、報告書を印刷し、事業担当課、公共工事契約課及び技術管理課に提出する。 ⑤事業担当課、公共工事契約課及び技術管理課に事故報告書を提出した後、SASのシステム管理者に報告書を送信する。	受注者	①受注者は、事故番号と事故パスワードについて発注者から連絡を受けた後、インターネットからログインし、受注者事故報告書に記入し、完了後発注者に送信し、提出する。なお、期限等については発注者と協議する。 ②事故報告書の様式は4種類（一般事故、墜落事故、重機事故、交通事故）であるが、様式の選定は発注者が行い、発注者から事故番号の連絡がある段階でどの様式かは決まっている。したがって、ログイン後開いた画面に記入する。
報告書	記入者	手順																																					
事故発生状況調書	発注者	①事故を登録するための調書である。発生後速やかに発注者がインターネットを利用しSASセンターに送信する。送信により事故番号と事故パスワードが取得できる。 ②事故の主要な項目を記載する。																																					
発注者事故報告書	発注者	①発注者が、発注者サイトにログイン後、事故一覧表から事故番号と事故パスワードを用いて当該事故の記入サイトにログインして、事故の詳細を記入する。																																					
請負者事故報告書	請負者	①請負業者が、事故番号と事故パスワードを発注者より連絡を受けた後、インターネットからログインし、事故の詳細を記入する。記入完了後は発注者に送信する。																																					
記入者	手 順																																						
発注者	①発注者の管内において発生した事故について、事故発生より速やかに事故状況調書を作成し、SASセンターに送信する。ただし送信しても事故発生日から90日間は変更可能である。 ②SASセンターは、調書によって事故定義に該当するか識別し、該当する場合に事故番号と事故パスワードを発注者に送信する。 ③発注者は、事故番号と事故パスワードを請負者に連絡する。 ④発注者は、発注者事故報告書に記入し、請負者の事故報告書を受け取り、内容を確認した後、所管事業課、監理課、技術管理課に提出する報告書を印刷する。 ⑤所管事業課、監理課、技術管理課に事故報告書の提出後、SASセンターに報告書を送信する。																																						
請負者	①請負業者は、事故番号と事故パスワードを発注者より連絡を受けて後、インターネットからログインし、請負者事故報告書に記入し、完了後発注者に送信する。期限等は発注者と協議する。 ②事故報告書の様式は4種類（一般事故、墜落事故、重機事故、交通事故）があるが、様式の選定は発注者が行い、発注者から事故番号の連絡がある段階でどの様式かは決まっている。したがってログイン後開いた画面に記入すればよい。																																						
報告書	記入者	手順																																					
事故発生状況調書	発注者	①事故を登録するための調書である。発生後速やかに発注者がインターネットを利用しSASのシステム管理者に送信する。送信により事故番号と事故パスワードが取得できる。 ②事故の主要な項目を記載する。																																					
発注者事故報告書	発注者	発注者が、発注者サイトにログイン後、事故一覧表から事故番号と事故パスワードを用いて当該事故の記入サイトにログインして、事故の詳細を記入する。 （ログインID及びパスワードについては、技術管理課 土木検査係に確認すること）																																					
受注者事故報告書	受注者	受注者が、事故番号と事故パスワードについて発注者より連絡を受けた後、インターネットからログインし、事故の詳細を記入する。記入完了後は発注者に送信する。																																					
記入者	手 順																																						
発注者	①発生した事故については、事故発生日より2週間以内に事故発生状況調書を作成し、SASのシステム管理者に送信する。ただし、送信しても事故発生日から90日間は変更可能である。 ②SASのシステム管理者は、事故発生状況調書によって事故定義に該当するか識別し、該当する場合に事故番号と事故パスワードを発注者に送信する。 ③発注者は、事故番号と事故パスワードを受注者に連絡する。 ④発注者は、発注者事故報告書に記入し、受注者の事故報告書を受け取り、内容を確認した後、報告書を印刷し、事業担当課、公共工事契約課及び技術管理課に提出する。 ⑤事業担当課、公共工事契約課及び技術管理課に事故報告書を提出した後、SASのシステム管理者に報告書を送信する。																																						
受注者	①受注者は、事故番号と事故パスワードについて発注者から連絡を受けた後、インターネットからログインし、受注者事故報告書に記入し、完了後発注者に送信し、提出する。なお、期限等については発注者と協議する。 ②事故報告書の様式は4種類（一般事故、墜落事故、重機事故、交通事故）であるが、様式の選定は発注者が行い、発注者から事故番号の連絡がある段階でどの様式かは決まっている。したがって、ログイン後開いた画面に記入する。																																						

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表



土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）																																	
項目		項目																																	
24. 建設工事事故報告書について		25. 建設工事事故報告書について	<p>【様式2】</p> <p style="text-align: center;"><b>事故報告書</b></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(発注者) 事務所 総務監督員 殿</p> <p style="text-align: right;">(受注者) 印</p> <p>土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1-1-29(事故報告書)に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 工事番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 工事(業務)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 路線(河川)名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 施工場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 発注者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 請負金額</td> <td style="text-align: right;">(円)</td> </tr> <tr> <td>7 工期</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>8 災害発生日時及び天候</td> <td>平成 年 月 日( ) 時 分 天候:</td> </tr> <tr> <td>9 災害発生場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">10 被災(労働)者</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[汚損]</td> <td style="width: 50%;">[元部下請種別]</td> </tr> <tr> <td>件 司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日(年齢)</td> <td>年 月 日 (才)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>11 傷病の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 傷病の経過</td> <td></td> </tr> </table>	1 工事番号		2 工事(業務)名		3 路線(河川)名		4 施工場所		5 発注者名		6 請負金額	(円)	7 工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	8 災害発生日時及び天候	平成 年 月 日( ) 時 分 天候:	9 災害発生場所		10 被災(労働)者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[汚損]</td> <td style="width: 50%;">[元部下請種別]</td> </tr> <tr> <td>件 司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日(年齢)</td> <td>年 月 日 (才)</td> </tr> </table>	[汚損]	[元部下請種別]	件 司		氏 名		生年月日(年齢)	年 月 日 (才)	11 傷病の状況		12 傷病の経過	
1 工事番号																																			
2 工事(業務)名																																			
3 路線(河川)名																																			
4 施工場所																																			
5 発注者名																																			
6 請負金額	(円)																																		
7 工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																		
8 災害発生日時及び天候	平成 年 月 日( ) 時 分 天候:																																		
9 災害発生場所																																			
10 被災(労働)者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[汚損]</td> <td style="width: 50%;">[元部下請種別]</td> </tr> <tr> <td>件 司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日(年齢)</td> <td>年 月 日 (才)</td> </tr> </table>	[汚損]	[元部下請種別]	件 司		氏 名		生年月日(年齢)	年 月 日 (才)																										
	[汚損]	[元部下請種別]																																	
	件 司																																		
氏 名																																			
生年月日(年齢)	年 月 日 (才)																																		
11 傷病の状況																																			
12 傷病の経過																																			

# 土木工事請負工事必携 新旧対照表

項目	現行（平成19年11月）	項目	改正（平成26年4月）
<p>27. 適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項について</p>	<p>平成19年8月15日 技第81号</p> <p style="text-align: center;"><b>適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項</b></p> <p><b>1. 請負業者の責務</b></p> <p>請負業者は、生コンクリートの品質確保において、工場から現場までの運搬管理が極めて重要であることを認識するとともに、荷卸し以降の品質確保について責任を負うものとする。</p> <p><b>2. 品質及び施工管理に関する事項</b></p> <p>(1) 生コンクリート工場の選定に関すること 生コンクリート工場の選定については、「土木工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」に基づき選定すること。 生コンクリート納入は、厳正な品質管理と安定供給ができるようにすること。</p> <p>(2) 生コンクリート運搬に関することについて 1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。 2) 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。 3) 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。</p> <p>(3) 施工に関することについて 1) 原則として、土曜日、日曜日、祝日の生コンクリート打設は行わない。やむを得ず打設する場合には、監督職員と協議し、了解を得ること。 2) 加水及び加水の疑いが生じるような行為を行わないよう下請業者及び生産者(生コンクリート工場)を指導すること。なお、生コンクリート運搬車の洗浄は、加水行為と疑われないように注意するとともに、生コンクリートの打設前は洗浄しないこと。 3) 降雨、降雪時の生コンクリート打設は原則行わないものとする。ただし、少雨であり、かつ十分な降雨対策を行い、生コンクリートを打設する場合には、監督職員と協議する。 4) 生コンクリートをポンプ打設する際には、現場状況に応じた適正なポンプ車(能力に余裕のある機種等)を使用すること。また、ポンプ打設に関わる適正資格(圧送施工技能士等)を有する業者が施工すること。</p> <p><b>3. 遵守事項が守れなかった場合の措置</b></p> <p>(1) 品質に関わる措置 生コンクリートの加水行為等が判明した場合は、当該構造物の品質を確認し、除去等の改善措置を講じること。なお、加水行為を行った生コンクリート工場は、当該工事において使用しないものとする。</p> <p>(2) 運搬に関わる措置 運搬に関わる遵守事項が守れなかった場合には、速やかに改善措置を講じること。</p> <p><b>4. 改善措置の確認及び費用負担</b></p> <p>(1) 改善措置計画等が確認されるまで、コンクリート打設工事は中断するものとする。</p> <p>(2) 調査、試験、改善計画、工事中断にかかるすべての費用は、請負業者の負担とする。</p> <p><b>5. 工事成績への適切な評価</b> 違反行為が生じた場合、発注者は工事成績点に厳格かつ適切に反映する。</p>	<p>28. 適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項について</p>	<p>(更新)</p> <p>平成25年10月15日 技第179号</p> <p style="text-align: center;"><b>適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項</b></p> <p><b>1. 受注者の責務</b></p> <p>受注者は、生コンクリートの品質確保において、工場から現場までの運搬管理が極めて重要であることを認識するとともに、荷卸し以降の品質確保について責任を負うものとする。</p> <p>受注者は、施工計画書にコンクリート打設計画の記載にあたり、打設時の気温・コンクリート温度管理計画、投入高さ、気温に適した打ち込み・打ち重ね時間、型枠・支保工の取り外し時期を明記してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。コンクリート圧送作業をする際には、ポンプ機種等を含めたコンクリートの打設計画を記述すること。</p> <p><b>2. 品質及び施工管理に関する事項</b></p> <p>(1) 生コンクリート工場の選定に関することについて 生コンクリート工場の選定については、「土木工事共通仕様書（案）」の一部改正について（レディミクストコンクリートの調達について）平成24年4月2日付け技第1号の1部長通知に基づき選定すること。 生コンクリート納入は、厳正な品質管理と安定供給ができるようにすること。</p> <p>(2) 生コンクリート運搬に関することについて 1) 道路交通法等関係法令を遵守すること。 2) 現場までの運搬ルートにおいて、大型車規制等の規制対象範囲がないか確認すること。 3) 生コンクリート納入時には、過積載が行われないよう主任技術者等責任者が必ず立会い、伝票等で過積載のないことを確認すること。 4) 建設現場で使用されず不要となり運搬車ドラム内に残った生コン（以下、「残コン」と略称）で商品として不要になったものは、産業廃棄物の「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。 ・他者の産業廃棄物を業として処理する場合、地方公共団体の許可を取得する必要がある。 ・コンクリート圧送作業後にコンクリートポンプ内で発生する残コンは、廃棄物に当たり、産業廃棄物収集許可のない圧送業者がコンクリートポンプ車で持ち帰る（運搬する）ことは法令違反となる。</p> <p>(3) 施工に関することについて 1) 原則として、土曜日、日曜日、祝日の生コンクリート打設は行わない。やむを得ず打設する場合には、監督職員と協議し、了解を得ること。 2) 加水及び加水の疑いが生じるような行為を行わないよう下請業者及び生産者(生コンクリート工場)を指導すること。なお、生コンクリート運搬車の洗浄は、加水行為と疑われないように注意するとともに、生コンクリートの打設前は洗浄しないこと。</p>

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
27. 適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項について		28. 適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項について	<p>3) 生コン運搬車を現場内で洗浄しようとする場合、洗浄水が打設中のコンクリートに混入しないよう配置計画するとともに、生コン運搬車の洗浄設備（洗浄水受け等）を設け、洗浄水は適切に処理すること。生コン運搬車の水洗いは、運搬経路上など洗浄設備のない場所では行わないこと。</p> <p>4) 降雨、降雪時の生コンクリート打設は原則行わないものとする。ただし、少雨であり、かつ十分な降雨対策を行い、生コンクリートを打設する場合には、監督職員と協議すること。</p> <p>5) 生コンクリートをポンプ打設する際には、現場状況に応じた適正なポンプ車（能力に余裕のある機種等）を使用すること。また、ポンプ打設に関わる適正資格（圧送施工技能士等）を有する業者が施工すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">コンクリートのポンプ施工指針〔2012年版〕には、『コンクリートポンプによる圧送作業を行う圧送技能者は、労働安全衛生法の「特別教育」を受けた者で、かつ、厚生労働省の「コンクリート圧送施工技能士」の1級または2級の資格を保有するのが基本である。また、これらの資格を有するとともに、(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会が行う当該年度の全国統一安全・技術講習会を受講している者を配置するのがよい。』と解説に記載されている。</p> <p>6) コンクリートを打設する時は必ず1回/1構造物、段階確認と同様に監督職員に連絡を行うこと。</p> <p><b>3. 遵守事項が守れなかった場合の措置</b></p> <p>(1) 品質に関わる措置</p> <p style="padding-left: 20px;">生コンクリートの加水行為が判明した場合は、当該構造物の除去等の改善措置を講じること。なお、加水行為を行った生コンクリート工場は、当該工事において使用しないものとする。</p> <p>(2) 運搬に関わる措置</p> <p style="padding-left: 20px;">運搬に関わる遵守事項が守れなかった場合には、速やかに改善措置を講じること。</p> <p>(3) その他の品質確保に関わる措置</p> <p style="padding-left: 20px;">その他の品質確保に関わる遵守事項が守れなかった場合、監督職員は、必要な措置を取るよう受注者と協議を行い、再発防止に向けて改善指示等を行う。</p> <p><b>4. 改善措置の確認及び費用負担</b></p> <p>(1) 改善措置計画等が確認されるまで、コンクリート打設工事は中断するものとする。</p> <p>(2) 調査、試験、改善計画、工事中断にかかるすべての費用は、受注者の負担とする。</p> <p><b>5. 工事成績への適切な評価</b></p> <p style="padding-left: 20px;">違反行為が生じた場合、発注者は工事成績点に厳格かつ適切に反映する。</p>

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
28. アスファルト 混合物事前審 査制度の認定 書の適用につい て	4.事前審査機関事務局 財団法人 道路保全技術センター 近畿支部	29. アスファルト 混合物事前審 査制度の認定 書の適用につい て	(更新) 事前審査機関事務局の変更 4.事前審査機関事務局 (株) 日本道路建設業協会 関西支部

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）
項目		項目	
29. 県内業者・県内産建設資材の活用について	<p style="text-align: center;"><b>県内業者・県内産建設資材の活用について</b></p> <p>このことについて、従来から入札条件等により、請負業者に対し、下請業者について県内建設業者の選定、及び建設資材・物品等に県内産品の使用することとしているが、県内の景気は依然厳しく財政状況も逼迫していることから、以下のとおりより一層の優先使用を図ることとする。</p> <p>1. 下請人の県内建設業者の優先選定</p> <p>請負業者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めること。</p> <p>2. 資材等の県産品優先調達</p> <p>(1) 請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。 奈良県産品とは次の①から⑤に示すものとする。</p> <p>① 県内の工場で製造された資材・製品 ② 奈良県及び県内市町村、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発された資材・製品 ③ 県内企業が開発し、県外の工場で製造された資材・製品 ④ 二次製品において、材料が県外製品であっても、県内の工場等で製造・加工されたもの（材料が県内産品で、県外の工場等で製造・加工されたものは除く） ⑤ 奈良県リサイクル認定製品</p> <p>(2) 請負者は、建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品、道路舗装材料類（アスファルト合材・インターロッキングブロック等）（以下「3品目」という。）の使用については次に示す①から③の報告書（様式1）を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>① 資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】 ② 当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】 ③ 資材調達結果を竣工検査前に報告【完成報告】</p> <p>(3) 請負者は、3品目で奈良県産品が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面（様式2）を監督職員に提出すること。様式2の提出時期は、様式1と同じとする。</p>	30. 県内業者・県内産建設資材の活用について	<p>(更新) ・平成24年7月28日 技第98号の1</p> <p style="text-align: center;"><b>県内業者・県内産建設資材の活用について</b></p> <p>このことについて、従来から共通仕様書や入札条件等により、受注者に対し、下請業者について県内建設業者の優先選定及び建設資材・物品等について奈良県産品の優先調達を図ることとしているが、県内の景気は依然厳しく財政状況も逼迫していることから、以下のとおり、より一層の優先使用を図ることとする。</p> <p>1. 下請業者の県内建設業者の優先選定</p> <p>下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めることについて受注者に求めること。</p> <p>2. 建設資材等の奈良県産品優先調達</p> <p>(1) 地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めることについて受注者に求めること。</p> <p style="text-align: center;">奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。</p> <p>① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品 ② 奈良県リサイクル認定製品</p> <p>(2) 建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品、道路舗装材料類（※1）（以下「3品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品（土木資材（※2））の使用については、次に示す①から③の報告書（様式1）の提出を受注者に求めること。</p> <p>① 資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】 ② 当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】 ③ 資材調達結果を竣工検査前に報告【完成報告】</p> <p>(3) 受注者が3品目で奈良県産品（以下「県内産建設資材（3品目）」という。）が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面（様式2）を求めること。 様式2の提出時期は、様式1と同じとする。</p> <p>(4) 上記（2）の報告内容により下記条件を満たせば、工事成績評定の際に加点評価する。ただし、諸経費に含まれる資材、転用可能な資材等や工場製品の材料に使用されるものは対象外とする。</p> <p>① 県内産建設資材（3品目）を全種類・全量を使用 ② 奈良県リサイクル認定品（土木資材）を全量使用</p> <p>※ 1…アスファルト合材、インターロッキングブロック、再生粒度砕石、再生クラッシュラン ※ 2…奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として記載のあるもの</p>



# 土木工事請負工事必携 新旧対照表

項目	現行（平成19年11月）	項目	改正（平成26年4月）																																																																																																																																																																																								
29. 県内業者・ 県内産建設資 材の活用につ いて	<p><b>建設資材使用報告書(○葉中の○) —記載例—</b> (当初) 変更 追加 完成 )</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>○△□土木事務所 所長 ○◎ □□ 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>納入契約を締結する企業名 (メーカー、工場、商社、問屋 等)、所在地</p> <p>建設資材の製造工 場名、所在地</p> </div> <p>会社名 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>工事番号 _____</p> <p>工 事 名 _____</p> <p>工事箇所 _____</p> <p>請負金額 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>内○：購入先、製造先とも県内企業。 内×：製造元が県内にあるにもかかわらず県外品 を使用した場合。 外○：県内で製造されていないものを、県内の商社 等を利用して購入した場合。 外×：県内で製造されていないものを直接メーカ ー製造元と納入契約又は、県外の商社等を利用し納入契約を締結した場合。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県内 資材 区分</th> <th rowspan="2">製品 品目</th> <th rowspan="2">製品名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">数量</th> <th colspan="2">購 入 先</th> <th colspan="2">製 造 先</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>業者名</th> <th>所在地</th> <th>業者名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内○</td> <td>生コンクリ ート</td> <td>生コンクリ ート</td> <td>高炉B 18-8-40</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>1,000</td> <td>○生コ ン会社 ○町</td> <td>○市 ○町</td> <td>○生コ ン会社 ○町</td> <td>○市 ○町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内○</td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>自由勾配側 溝</td> <td>300*500*2000</td> <td>本</td> <td>50</td> <td>○□コ ン社 ○町</td> <td>○市 □町</td> <td>○□コ ン社 ○町</td> <td>○市 □町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内×</td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>管渠型側溝</td> <td>300*300*2000</td> <td>本</td> <td>90</td> <td>○×コ ン社 ○町</td> <td>○市 ×町</td> <td>○×コ ン社 ○町</td> <td>○市 ×町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内○</td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>自由勾配側 溝ふた</td> <td>T-25 300用</td> <td>枚</td> <td>270</td> <td>○△砕石 ○町</td> <td>○市 △△町</td> <td>○△砕石 ○町</td> <td>○市 △△町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内○</td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>コンクリート積 みブロック</td> <td>300*400*350</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>800</td> <td>○□コ ン社 ○町</td> <td>○市 □町</td> <td>○□コ ン社 ○町</td> <td>○市 □町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外×</td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>大型積みブ ロック</td> <td>100*998*1000</td> <td>個</td> <td>200</td> <td>△×コ ン社 ○町</td> <td>△×市 △×町</td> <td>△×コ ン社 ○町</td> <td>△×市 △×町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内○</td> <td>道路舗装材 料類</td> <td>再生密粒度ア スファルト合材 コン</td> <td>再生密粒度ア ス</td> <td>トン</td> <td>450</td> <td>◇◇合材 工場 ◇◇町</td> <td>○市 ◇◇町</td> <td>◇◇合材 工場 ◇◇町</td> <td>○市 ◇◇町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県内 資材 区分	製品 品目	製品名	規格	単位	数量	購 入 先		製 造 先		備 考	業者名	所在地	業者名	所在地	内○	生コンクリ ート	生コンクリ ート	高炉B 18-8-40	m <sup>3</sup>	1,000	○生コ ン会社 ○町	○市 ○町	○生コ ン会社 ○町	○市 ○町		内○	コンクリ ート二次 製品	自由勾配側 溝	300*500*2000	本	50	○□コ ン社 ○町	○市 □町	○□コ ン社 ○町	○市 □町		内×	コンクリ ート二次 製品	管渠型側溝	300*300*2000	本	90	○×コ ン社 ○町	○市 ×町	○×コ ン社 ○町	○市 ×町		内○	コンクリ ート二次 製品	自由勾配側 溝ふた	T-25 300用	枚	270	○△砕石 ○町	○市 △△町	○△砕石 ○町	○市 △△町		内○	コンクリ ート二次 製品	コンクリート積 みブロック	300*400*350	m <sup>2</sup>	800	○□コ ン社 ○町	○市 □町	○□コ ン社 ○町	○市 □町		外×	コンクリ ート二次 製品	大型積みブ ロック	100*998*1000	個	200	△×コ ン社 ○町	△×市 △×町	△×コ ン社 ○町	△×市 △×町		内○	道路舗装材 料類	再生密粒度ア スファルト合材 コン	再生密粒度ア ス	トン	450	◇◇合材 工場 ◇◇町	○市 ◇◇町	◇◇合材 工場 ◇◇町	○市 ◇◇町		30. 県内業者・ 県内産建設資 材の活用につ いて	<p><b>建設資材（3品目）等使用報告書(○葉中の○)</b> (当初) 変更 追加 完成 )</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>○△□土木事務所 所長 ○◎ □□ 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>納入契約を締結する企業名(メ ーカ、工場、商社、問屋等)、所在地</p> <p>建設資材の製造工場名、 所在地</p> </div> <p>会社名 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>工事番号 _____</p> <p>工 事 名 _____</p> <p>工事箇所 _____</p> <p>請負金額 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○：奈良県産品(3品目)を使用した場合。 ×：上記以外の資材を使用した場合。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県内 資材 区分</th> <th rowspan="2">製品 品目</th> <th rowspan="2">製品名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">数量</th> <th colspan="2">購 入 先</th> <th colspan="2">製 造 先</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>業者名</th> <th>所在地</th> <th>業者名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>生コンク リート</td> <td>生コンク リート</td> <td>高炉B 18-8-40</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>1,000</td> <td>○生コ ン会社 ○町</td> <td>○市 ○町</td> <td>○生コ ン会社 ○町</td> <td>○市 ○町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>自由勾配側 溝</td> <td>300*500*2000</td> <td>本</td> <td>50</td> <td>○□コ ン社 ○町</td> <td>○市 □町</td> <td>○□コ ン社 ○町</td> <td>○市 □町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>管渠型側溝</td> <td>300*300*2000</td> <td>本</td> <td>90</td> <td>○×コ ン社 ○町</td> <td>○市 ×町</td> <td>○×コ ン社 ○町</td> <td>○市 ×町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>自由勾配側 溝ふた</td> <td>T-25 300用</td> <td>枚</td> <td>270</td> <td>○△砕石 ○町</td> <td>○市 △△町</td> <td>○△砕石 ○町</td> <td>○市 △△町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>コンクリート積 みブロック</td> <td>300*400*350</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>800</td> <td>○□コ ン社 ○町</td> <td>○市 □町</td> <td>○□コ ン社 ○町</td> <td>○市 □町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリ ート二次 製品</td> <td>大型積みブ ロック</td> <td>100*998*1000</td> <td>個</td> <td>200</td> <td>△×コ ン社 ○町</td> <td>△×市 △×町</td> <td>△×コ ン社 ○町</td> <td>△×市 △×町</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路舗装材 料類</td> <td>再生密粒度ア ス</td> <td>再生密粒度ア ス</td> <td>トン</td> <td>450</td> <td>◇◇合材 工場 ◇◇町</td> <td>○市 ◇◇町</td> <td>◇◇合材 工場 ◇◇町</td> <td>○市 ◇◇町</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	県内 資材 区分	製品 品目	製品名	規格	単位	数量	購 入 先		製 造 先		備 考	業者名	所在地	業者名	所在地	○	生コンク リート	生コンク リート	高炉B 18-8-40	m <sup>3</sup>	1,000	○生コ ン会社 ○町	○市 ○町	○生コ ン会社 ○町	○市 ○町			コンクリ ート二次 製品	自由勾配側 溝	300*500*2000	本	50	○□コ ン社 ○町	○市 □町	○□コ ン社 ○町	○市 □町			コンクリ ート二次 製品	管渠型側溝	300*300*2000	本	90	○×コ ン社 ○町	○市 ×町	○×コ ン社 ○町	○市 ×町			コンクリ ート二次 製品	自由勾配側 溝ふた	T-25 300用	枚	270	○△砕石 ○町	○市 △△町	○△砕石 ○町	○市 △△町			コンクリ ート二次 製品	コンクリート積 みブロック	300*400*350	m <sup>2</sup>	800	○□コ ン社 ○町	○市 □町	○□コ ン社 ○町	○市 □町			コンクリ ート二次 製品	大型積みブ ロック	100*998*1000	個	200	△×コ ン社 ○町	△×市 △×町	△×コ ン社 ○町	△×市 △×町			道路舗装材 料類	再生密粒度ア ス	再生密粒度ア ス	トン	450	◇◇合材 工場 ◇◇町	○市 ◇◇町	◇◇合材 工場 ◇◇町	○市 ◇◇町	
県内 資材 区分	製品 品目							製品名	規格	単位	数量		購 入 先		製 造 先		備 考																																																																																																																																																																										
		業者名	所在地	業者名	所在地																																																																																																																																																																																						
内○	生コンクリ ート	生コンクリ ート	高炉B 18-8-40	m <sup>3</sup>	1,000	○生コ ン会社 ○町	○市 ○町	○生コ ン会社 ○町	○市 ○町																																																																																																																																																																																		
内○	コンクリ ート二次 製品	自由勾配側 溝	300*500*2000	本	50	○□コ ン社 ○町	○市 □町	○□コ ン社 ○町	○市 □町																																																																																																																																																																																		
内×	コンクリ ート二次 製品	管渠型側溝	300*300*2000	本	90	○×コ ン社 ○町	○市 ×町	○×コ ン社 ○町	○市 ×町																																																																																																																																																																																		
内○	コンクリ ート二次 製品	自由勾配側 溝ふた	T-25 300用	枚	270	○△砕石 ○町	○市 △△町	○△砕石 ○町	○市 △△町																																																																																																																																																																																		
内○	コンクリ ート二次 製品	コンクリート積 みブロック	300*400*350	m <sup>2</sup>	800	○□コ ン社 ○町	○市 □町	○□コ ン社 ○町	○市 □町																																																																																																																																																																																		
外×	コンクリ ート二次 製品	大型積みブ ロック	100*998*1000	個	200	△×コ ン社 ○町	△×市 △×町	△×コ ン社 ○町	△×市 △×町																																																																																																																																																																																		
内○	道路舗装材 料類	再生密粒度ア スファルト合材 コン	再生密粒度ア ス	トン	450	◇◇合材 工場 ◇◇町	○市 ◇◇町	◇◇合材 工場 ◇◇町	○市 ◇◇町																																																																																																																																																																																		
県内 資材 区分	製品 品目	製品名	規格	単位	数量	購 入 先		製 造 先		備 考																																																																																																																																																																																	
						業者名	所在地	業者名	所在地																																																																																																																																																																																		
○	生コンク リート	生コンク リート	高炉B 18-8-40	m <sup>3</sup>	1,000	○生コ ン会社 ○町	○市 ○町	○生コ ン会社 ○町	○市 ○町																																																																																																																																																																																		
	コンクリ ート二次 製品	自由勾配側 溝	300*500*2000	本	50	○□コ ン社 ○町	○市 □町	○□コ ン社 ○町	○市 □町																																																																																																																																																																																		
	コンクリ ート二次 製品	管渠型側溝	300*300*2000	本	90	○×コ ン社 ○町	○市 ×町	○×コ ン社 ○町	○市 ×町																																																																																																																																																																																		
	コンクリ ート二次 製品	自由勾配側 溝ふた	T-25 300用	枚	270	○△砕石 ○町	○市 △△町	○△砕石 ○町	○市 △△町																																																																																																																																																																																		
	コンクリ ート二次 製品	コンクリート積 みブロック	300*400*350	m <sup>2</sup>	800	○□コ ン社 ○町	○市 □町	○□コ ン社 ○町	○市 □町																																																																																																																																																																																		
	コンクリ ート二次 製品	大型積みブ ロック	100*998*1000	個	200	△×コ ン社 ○町	△×市 △×町	△×コ ン社 ○町	△×市 △×町																																																																																																																																																																																		
	道路舗装材 料類	再生密粒度ア ス	再生密粒度ア ス	トン	450	◇◇合材 工場 ◇◇町	○市 ◇◇町	◇◇合材 工場 ◇◇町	○市 ◇◇町																																																																																																																																																																																		





## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）
項目		項目	
		31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について (追加) ・引用図書の追加 ・平成24年3月引用	<b>目 次</b>  <b>1. はじめに.....31- 4</b> <b>2. 適用範囲.....31- 4</b> <b>3. 施工者の実施事項.....31- 4</b> 3.1 試験法の選定.....31- 4 3.2 事前準備.....31- 4 (1)設計諸元の事前確認.....31- 4 (2)施工計画書への記載.....31- 4 (3)検査線の作成(非破壊試験の場合のみ).....31- 5 3.3 測定の実施及び判定.....31- 5 3.4 測定に関する資料の提出等.....31- 6 <b>4. 監督職員の実施事項.....31- 9</b> 4.1 採用する試験法の承諾.....31- 9 4.2 施工計画書における記載事項の把握.....31- 9 4.3 測定の立会及び報告書の確認.....31- 9 <b>5. 検査職員の実施事項.....31- 9</b> <b>6. 測定方法.....31-10</b> 6.1 試験法について.....31-10 (1) 対象構造物に適用する試験法.....31-10 (2) 試験法の採用条件等.....31-11 (3) 各試験法の留意点.....31-12 6.2 測定者.....31-13 6.3 測定回数.....31-13 6.4 測定位置.....31-14 (1) 測定位置の選定.....31-14 (2) 測定位置決定及び測定に際しての留意点.....31-14 (3) 測定箇所の配置例.....31-15 6.5 判定基準.....31-17 6.6 非破壊試験による測定の省略について.....31-18 (1) 測線数の削減条件.....31-18 (2) 測定箇所の配置例.....31-19

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
		31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について	<p><b>1. はじめに</b></p> <p>本要領は、微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を行うにあたり、施工者の施工管理（品質管理）及び発注者の監督・検査における実施内容を定めたものである。</p> <p><b>2. 適用範囲</b></p> <p>橋長 30m 以上の橋梁上部工及び下部工を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。</p> <p>なお、本要領によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質確保について」（国官技第 61 号、平成 13 年 3 月 27 日）に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 施工者の実施事項</b></p> <p><b>3.1 試験法の選定</b></p> <p>「6.1(1)対象構造物に適用する試験法」に従い、対象構造物の対象部位に適用する試験法を選定する。</p> <p><b>3.2 事前準備</b></p> <p>(1) <b>設計諸元の事前確認</b></p> <p>施工者は、測定を開始する前に、測定位置の設計図及び既存資料より、測定対象のコンクリート構造物の設計諸元（コンクリートに関する資料、構造物の形状、配筋状態など）を事前に確認する。</p> <p>(2) <b>施工計画書への記載</b></p> <p>施工者は、事前調査結果に基づき測定方法や測定位置等について、施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。</p>

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
		31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について	<p>(3) 検量線の作成（非破壊試験の場合のみ）</p> <p>超音波法及び衝撃弾性波法による非破壊試験については、圧縮強度推定において検量線（キャリブレーション）が必要であることから、円柱供試体を作製し、強度と推定指標の定量的な関係を求める。</p> <p>検量線は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」に示す材齢において円柱供試体を用いた圧縮強度試験を実施することにより、作成すること。</p> <p>なお検量線は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」に示す方法において円柱供試体を用いた圧縮強度試験を実施することにより、作成すること。</p> <p><b>3.3 非破壊試験の実施及び判定</b></p> <p>施工者は、「6. 測定方法」に従い、コンクリート強度の測定を実施し、その適否について判定を行うものとする。</p>

# 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）																																																						
項目		項目																																																							
		<p>31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について</p>	<p>3.4 測定に関する資料の提出等</p> <p>施工者は、本測定の実施に関する資料を整備、保管し、監督職員からの請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>測定結果については、表 1 及び表 2 に示す内容を網羅した測定結果報告書を作成し、提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 1 測定結果報告書に記載すべき事項（微破壊試験の場合）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 60%;">報告内容</th> <th style="width: 35%;">記載すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>構造物名称</td> <td>工事名、測定対象構造物の概要など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>試験年月日</td> <td>コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>測定位置の概要（測定位置図）</td> <td>試験体採取位置図</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>測定者名<sup>※</sup></td> <td>測定者名、講習会受講証明に係る書類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>使用コンクリート</td> <td>コンクリート示方配合、配合強度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>測定結果</td> <td>圧縮強度試験結果、 コア供試体の外観・破壊状況（小径コアの場合）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>判定結果</td> <td>合否判定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※外部供試体において、講習会受講者より指導を受けた者が測定した場合、指導を受けた「証明書」保有者の氏名を併記するとともに、指導者の「証明書」のコピーを添付する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2 測定結果報告書に記載すべき事項（非破壊試験の場合）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 60%;">報告内容</th> <th style="width: 35%;">記載すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>構造物名称</td> <td>工事名、測定対象構造物の概要など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>測定年月日</td> <td>コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>測定位置の概要（測定位置図）</td> <td>試験箇所位置図</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>測定者名</td> <td>測定者名、講習会受講証明に係る書類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>測定機器に係る資料</td> <td>超音波装置の型式、製造番号、 測定機器の校正記録</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>使用コンクリート</td> <td>コンクリート示方配合、配合強度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>検量線に係る資料</td> <td>圧縮強度試験実施材齢、圧縮強度試験結果、 検量線の関数式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>測定結果</td> <td>音速に関する試験結果（探触子間隔、伝搬時間、 音速値など）、 強度推定結果（測定材齢時の圧縮強度）、 基準材齢（28 日）補正強度、 構造物コンクリート強度（強度判定値）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>判定結果</td> <td>合否判定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">微破壊・非破壊試験の流れを図 1 及び図 2 に示す。</p>	No.	報告内容	記載すべき事項	1	構造物名称	工事名、測定対象構造物の概要など	2	試験年月日	コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）	3	測定位置の概要（測定位置図）	試験体採取位置図	4	測定者名 <sup>※</sup>	測定者名、講習会受講証明に係る書類	5	使用コンクリート	コンクリート示方配合、配合強度	6	測定結果	圧縮強度試験結果、 コア供試体の外観・破壊状況（小径コアの場合）	7	判定結果	合否判定	No.	報告内容	記載すべき事項	1	構造物名称	工事名、測定対象構造物の概要など	2	測定年月日	コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）	3	測定位置の概要（測定位置図）	試験箇所位置図	4	測定者名	測定者名、講習会受講証明に係る書類	5	測定機器に係る資料	超音波装置の型式、製造番号、 測定機器の校正記録	6	使用コンクリート	コンクリート示方配合、配合強度	7	検量線に係る資料	圧縮強度試験実施材齢、圧縮強度試験結果、 検量線の関数式	8	測定結果	音速に関する試験結果（探触子間隔、伝搬時間、 音速値など）、 強度推定結果（測定材齢時の圧縮強度）、 基準材齢（28 日）補正強度、 構造物コンクリート強度（強度判定値）	9	判定結果	合否判定
No.	報告内容	記載すべき事項																																																							
1	構造物名称	工事名、測定対象構造物の概要など																																																							
2	試験年月日	コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）																																																							
3	測定位置の概要（測定位置図）	試験体採取位置図																																																							
4	測定者名 <sup>※</sup>	測定者名、講習会受講証明に係る書類																																																							
5	使用コンクリート	コンクリート示方配合、配合強度																																																							
6	測定結果	圧縮強度試験結果、 コア供試体の外観・破壊状況（小径コアの場合）																																																							
7	判定結果	合否判定																																																							
No.	報告内容	記載すべき事項																																																							
1	構造物名称	工事名、測定対象構造物の概要など																																																							
2	測定年月日	コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）																																																							
3	測定位置の概要（測定位置図）	試験箇所位置図																																																							
4	測定者名	測定者名、講習会受講証明に係る書類																																																							
5	測定機器に係る資料	超音波装置の型式、製造番号、 測定機器の校正記録																																																							
6	使用コンクリート	コンクリート示方配合、配合強度																																																							
7	検量線に係る資料	圧縮強度試験実施材齢、圧縮強度試験結果、 検量線の関数式																																																							
8	測定結果	音速に関する試験結果（探触子間隔、伝搬時間、 音速値など）、 強度推定結果（測定材齢時の圧縮強度）、 基準材齢（28 日）補正強度、 構造物コンクリート強度（強度判定値）																																																							
9	判定結果	合否判定																																																							

# 土木工事請負工事必携 新旧対照表

項目	現行（平成19年11月）	項目	改正（平成26年4月）
		<p>31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について</p>	<p style="text-align: center;">図1 微破壊試験の流れ</p>

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

項目	現行（平成19年11月）	項目	改正（平成26年4月）
		<p>31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について</p>	注) 図中の SL は、設計基準強度を指す * 小径コア試験を実施する際は、2本以上採取する <p style="text-align: center;">図2 非破壊試験の流れ</p>

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）	
項目		項目	
		31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について	<p><b>4. 監督職員の実施事項</b></p> <p><b>4.1 採用する試験法の承諾</b></p> <p>監督職員は、施工者から提出された採用する試験法に関する書類を確認し、測定を実施する前に承諾するものとする。</p> <p><b>4.2 施工計画書における記載事項の把握</b></p> <p>監督職員は、施工者から提出された施工計画書により、微破壊・非破壊試験による品質管理計画の概要を把握する。概要の把握は、主に次の事項の確認によって行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 対象構造物</li> <li>2) 試験法</li> <li>3) 測定位置</li> </ol> <p><b>4.3 測定の立会及び報告書の確認</b></p> <p>監督職員は、施工者が行う非破壊試験に対し、1工事につき1回以上立会するとともに、任意の位置を選定（1箇所以上）し、施工者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認するものとする。なお、本測定の実施に関する資料は、必要に応じて施工中に提示を求めることができる。</p> <p><b>5. 検査職員の実施事項</b></p> <p>検査職員は、完成検査時に対象となる全ての測定結果報告書を確認する。なお、中間技術検査においても、対象となる全ての測定結果報告書を確認するものとする。</p>

# 土木工事請負工事必携 新旧対照表

	現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）											
項目		項目												
		31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について	<div style="margin-bottom: 10px;"> <b>6. 測定方法</b> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <b>6.1 試験法について</b> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">           (1) 対象構造物に適用する試験法         </div> <div style="margin-bottom: 10px;">           1) フーチング部           <p style="margin-left: 20px;">完成後不可視部分となるフーチング部は、構造物の側面に設けた供試体（以下、「外部供試体」という）による試験を標準とする。なお、埋戻し等の工程に支障がない場合には、「外部供試体」に替えて、「小径コア」による試験あるいは非破壊試験を実施しても良い。</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;">           2) 柱部・張出し部、桁部           <p style="margin-left: 20px;">完成後可視部分である、下部工柱部・張出し部及び上部工桁部は、非破壊試験である超音波を用いた試験方法（以下、「超音波法」という）及び衝撃弾性波を用いた試験方法（以下、「衝撃弾性波法」という）のいずれかの方法で実施することを標準とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、非破壊試験による強度推定値が「6.5 合否判定基準」を満たさない場合には、「小径コア」による試験を実施する。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;"> <b>表3 対象構造物の測定部位に適用する強度試験法</b> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">対象構造物</th> <th style="width: 20%;">測定部位</th> <th style="width: 60%;">標準とする試験法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁上部工</td> <td>桁部</td> <td>非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">橋梁下部工</td> <td>柱部・張出し部</td> <td>非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施</td> </tr> <tr> <td>フーチング部</td> <td>外部供試体による試験 ※工程等に支障がない場合には、小径コアによる試験あるいは非破壊試験を実施してもよい</td> </tr> </tbody> </table>	対象構造物	測定部位	標準とする試験法	橋梁上部工	桁部	非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施	橋梁下部工	柱部・張出し部	非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施	フーチング部	外部供試体による試験 ※工程等に支障がない場合には、小径コアによる試験あるいは非破壊試験を実施してもよい
対象構造物	測定部位	標準とする試験法												
橋梁上部工	桁部	非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施												
橋梁下部工	柱部・張出し部	非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施												
	フーチング部	外部供試体による試験 ※工程等に支障がない場合には、小径コアによる試験あるいは非破壊試験を実施してもよい												

## 土木工事請負工事必携 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）																
項目		項目																
		31. 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)について	<p>(2) 試験法の採用条件等</p> <p>強度測定に用いる各試験法は、表4に示す条件を満たすものとする。</p> <p>なお、採用する試験法については、事前にその試験方法に関する技術資料を添付して監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表4 試験法の採用条件等</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">試験法</th> <th style="text-align: center;">試験法の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">微 破 壊</td> <td style="text-align: center;">外部供試体</td> <td>・外部型枠の作成・設置・強度測定・強度補正方法について確立している方法を用いること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小径コア</td> <td>・φ50mm以下とし通常用いられているφ100mmコアに対する強度補正方法が確立していること ・寸法効果が確認されている試験法であること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">非 破 壊</td> <td style="text-align: center;">超音波法</td> <td>・コンクリート構造物の音速測定方法、強度推定方法が確立されていること ・φ100mmコア強度に対して、±15%程度の精度を有していること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衝撃</td> <td>・コンクリート構造物の弾性波速度測定方法、強度推定方法が確立されていること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">弾性波法</td> <td>・φ100mmコア強度に対して、±15%程度の精度を有していること</td> </tr> </tbody> </table>	試験法		試験法の条件	微 破 壊	外部供試体	・外部型枠の作成・設置・強度測定・強度補正方法について確立している方法を用いること	小径コア	・φ50mm以下とし通常用いられているφ100mmコアに対する強度補正方法が確立していること ・寸法効果が確認されている試験法であること	非 破 壊	超音波法	・コンクリート構造物の音速測定方法、強度推定方法が確立されていること ・φ100mmコア強度に対して、±15%程度の精度を有していること	衝撃	・コンクリート構造物の弾性波速度測定方法、強度推定方法が確立されていること	弾性波法	・φ100mmコア強度に対して、±15%程度の精度を有していること
試験法		試験法の条件																
微 破 壊	外部供試体	・外部型枠の作成・設置・強度測定・強度補正方法について確立している方法を用いること																
	小径コア	・φ50mm以下とし通常用いられているφ100mmコアに対する強度補正方法が確立していること ・寸法効果が確認されている試験法であること																
非 破 壊	超音波法	・コンクリート構造物の音速測定方法、強度推定方法が確立されていること ・φ100mmコア強度に対して、±15%程度の精度を有していること																
	衝撃	・コンクリート構造物の弾性波速度測定方法、強度推定方法が確立されていること																
	弾性波法	・φ100mmコア強度に対して、±15%程度の精度を有していること																